

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年8月31日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	開閉所圧縮機（B）において、冷却用ファンベルトの劣化による外れが認められたため、当該ファンベルトを交換	D	
2	5号機	照明器具の点検時、照明用サポートの壁取付部に不良（ボルトの抜き）が認められたため、当該部を修理	D	
3	5号機	原子炉隔離時冷却系試験可能逆止弁の点検時、減圧弁ダイヤフラムのシール部より空気もれが認められたため、当該弁を修理	D	
4	5号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（A）振動計の点検時、Y軸の振動検出器用専用ケーブルに折れ曲がり認められたため、当該ケーブルを修理	D	
5	5号機	排ガス真空ポンプ（B）の点検時、軸受ケース寸法に管理値外れが認められたため、当該軸受ケースを修理	D	
6	5号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（B）流量調節弁点検時、減圧弁の圧力指示計に指示不良が認められたため、当該計器を修理	D	
7	5号機	中央制御室換気空調系の加湿器水位点検時、レベルスイッチ用のフロート内部に水の混入が認められたため、当該品を交換	D	
8	5号機	原子炉再循環系MGセット（B）潤滑油圧力調整弁の点検時、制御空気導管継手よりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
9	5号機	制御棒駆動水加熱器エレメント温度記録計の点検時、リレーユニット接点にチャタリングが認められたため、当該記録計リレーユニットを交換	D	
10	5号機	残留熱除去海水系（A・C）の点検時、潤滑油電気加熱器に絶縁抵抗の低下が認められたため、当該加熱器を修理	D	
11	5号機	タービン建屋にある吹き抜け開口部安全ネット開閉器具に不具合が認められたため、当該品を交換	D	
12	5号機	残留熱除去系熱交換器出入口温度記録計の点検時、リレーユニット接点にチャタリングが認められたため、当該記録計リレーユニットを交換	D	
13	5号機	逃がし安全弁点検時、操作空気ラインの漏えい確認において、フランジガスケット部よりエアリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を取替え	B	
14	5号機	非常用ガス処理（B）系高性能粒子フィルタ性能検査時、上流側除去効率に判定基準を満たさない事象が発生したため、当該フィルタを取替え	B	
15	6号機	廃棄物処理系加熱蒸気凝縮水移送タンクにおいて、流入配管取付部にピンホール及び凝縮水のリーク（1滴/秒程度）が認められたため、当該部を修理	C	
16	その他	共用使用済燃料プールキャスク搬出入エリア天井クレーンにおいて、受電用のランプ切れ（2個）が認められたため、ランプを交換	対象外	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	その他	共用使用済燃料プールプールエリア天井クレーンにおいて、受電用（1個）及び運転席用蛍光灯のランプ切れが認められたため、ランプを交換	対象外	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで